

特記仕様書

下刈

1. 下刈時期について

事業内訳書によるほか、下草の繁茂状況に応じて着手するものとし、監督職員と打合わせの上、実施すること。

2. 夏期の下刈について

夏期に下刈を実施する際に、猛暑により熱中症のリスクが高い場合には、現場代理人の判断で作業を中止すること。

その他

1. 本仕様書に定めない事項については、監督職員の指示によるものとする。

2. 事業の実施に当たっては、CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、新潟県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。